

Title	小島昌太郎著 海商国の立場から
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.5 (1922. 5) ,p.737(157)- 740(160)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220501-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て、『物質的實在』に變せしむるに至るべしと。斯くの如く吾人の思想中に具體的資本財を有することの必要なることが、具體的資本財より以外の何ものかが具體的物質的實在を構成すと云ふことの何等かの證據なりと、眞面目に想像せらるべきか。之に反して、其は之等の資本財が其唯一の具體的事物を構成することの明白なる證據にはあらざるか。之と同様の辯證的方法によりて、美德或は善の概念の如き最も疑ひなき抽象が具體的事物に變せられ得と云ふことを、クラーク教授は認めざるや。之等の抽象を具體化することは具體的美徳ある人に關係してこそ思考し得らるゝなり。」

而して、「吾人は抽象の方法によりて、具體的資本財及變移する資本財より資本の概念を演繹することを得るなり。其概念が活動も生産も爲さざること、鐵槌の概念が釘を打込むことな

新刊紹介

小島昌太郎著「海商國の立場から」

四六版三七六(外に英文四〇)頁

定價 金貳圓 五十錢

京都東京、内外出版株式會社發行

本書は著者が海商國の立場から論述して大部分は既に新聞や雜誌の上で發表した近作數篇を纏めて作つたもので、章を分つこと八。今、その内容の大綱をば讀過の際の感想を交へつゝ紹介する。

第一章「海商國の立場から」は、本邦の最高經濟政策の基調をなせる人口問題は海商國として立つことによつて始めて解決せられ得るといふことを述べたのであつて、大體に於て著者の「海運經濟論」第一卷第二章の論旨をば敷衍詳説したものと云ひ得る。既に海商國として立つとすれば活動舞臺たる世界貿易界の状態を知るの必要がある、そこで第二章で「世界貿易の發達と

きが如し。若し吾人が生産上に於る何等かの現實の効果を資本に歸せんと欲するならば、吾人は常に具體的資本財を意味せざる可らず。クラーク教授は資本の抽象概念と具體的資本財との間に第三の概念を挿入せんと試み、而して此第三のものに物質的實在としての現實の存在を歸せんとするなり。されど其は誤謬に過ぎざるなり。クラーク教授は、彼の創造が、彼或は經濟學を誤謬に陥らしめざるやうに護り、若しくは何等かの援助を與ふるものと、考ふるは誤りなり。之等の問題の學問上の取扱に於ける進歩は、全く相異なる區別——而もクラーク教授の顯示せざりし區別——に基くが如く思はるゝなり。即其區別とは生産資本と消費資本との間に於る區別なり」(Bohm-Bawerk, op. cit., pp. 13-14) (未完)

その現状」を叙するのであつて、主要國三十九ヶ國の貿易をば種々の見地から詳密な統計を以て説示して居り本章の紙數の七割は實に是等の數字のみを以て埋められて居るが、その中には、世界の貿易(金)額に物價指數による修正を加へて作れる近似的貿易數量(八九一九〇頁)、陸上貿易と海上貿易との割合(九一二頁)及び無形輸出としての貨物運賃收入の程度(九四一六頁)航路別世界貿易表(九六一—一〇二頁)の如く海運の立場から見ても意義深きものが含まれて居る。唯最後のものに就て更に愆を云へば、此の表に對せしむるに航路別就航船腹量を以てすること Sargent が Seeways of the Empire に於てなせるが如きを得ば、困難は困難なるべきも益する所は更に大なるものがあらうと思ふ第二章は「世界大戰が日本の經濟に及ぼせし影響」と題するが、經濟各方面に關する簡單なる敘述は紙數の三分の一を數字を以て埋むる卷末の英文一篇を以て之に充てゝある。

著者は海運が貿易補助の機關として重要なる

の例を英國に發見し國民的産業として重要な場合を諾威に見る。即ち第四章「海商國としての英國」に於て、英國の戦前・戦時・戦後の海運・貿易・經濟の狀態をば雜誌に現はれたるリブプール船主協會の報告、Crammond氏の小冊子、Herbert Reis氏の論文に據つてそれ／＼紹介せられて居り、何れも有益な資料であるが、忌憚なく云へば、次章と比べて少し物足らぬ感じがした、戦前の英國海運事情の如きは、他の資料例へば Report of the departmental Committee appointed by the Board of Trade to consider the position of the Shipping and Shipbuilding Industries after the war, 1918. の如きものによつて補筆せられたりしならばその感なきを得ない。第五章「海運國としての諾威」は、同國には大船主なく帆船及び輸入に係る小型中古の貨物船多くして主として備船運送に従事し故國に歸港する率の少き點などを詳細に分説した所は、同國の海運が資本主義的集中の大企業として、なく國民的産業として存在して居ることを最もよく云

ことであつて、同條全體として見れば此の後半は米國海運保護の立場から見て前半に對する謂はハネセツザリー・コロラリーであり、トラスト禁止法の精神からして不公正な慣用手段を禁せらるゝ米國船をして對外的に不利の地位に立たざらしめむとするの考慮に出でたものに外ならないやうに考へられる。又著者は此の政策を評して、延戻の如き慣用手段を禁ずればコンフェレンスは力を弱められその利益も減ずるから之に米國船を割込ませむとする意味が無くなること云て居られるが(三〇二―三頁)、米國人は斯る慣用手段を禁たる千九百十六年の商船法第十四條を以てコンフェレンスの弊を棄て、利益のみを保留する所以であるとなして居るやうであるから(Hiebner, Ocean Steamship Traffic Management, p. 260. (Tohuson, Principles of Ocean Transportation, p. 302.)) 假令力は弱められても之れに加入する方が利益があるとして居るのではあるまいか。第八章「海上再保險の國營問題」は、平時に於て海上再保險を國營にするならば、それは對外的貿易・運輸の保護の目的を以て、多少の國庫負擔を覺

ひ表はして居り頗る興味を以て讀んだ。唯、同國では海難事故による汽船の喪失が他の諸國に優れて多いやうであつて此の點は諾威の海運を紹介又は批評する上に於て逸すべからざるもの、如くに思はれるが、著者が之を黙過して居るのは果して如何なるものであらうか。

第六章「北米合衆國の海運とその海運政策」は同國海運最近の發展・ジョーンズ海運法・海運確立の努力・米國海運の將來その他に就て説いて居るが、ジョーンズ法に現はれたる保護政策には餘程重きを置いてあるやうであり而してそれは巧みに説明批評せられて居る。唯、前半に於ては米國船主に運賃延戻の如きコンフェレンスの慣用手段を禁じ、後半に於ては斯る手段を用ひ又は米國船をば除外又は對等の條件を以て加入せしめざるコンフェレンスの所屬の外國船に入港を禁ずる旨を規定せるジョーンズ法第二十条に就て一言すれば、著者は之を以て外國船コンフェレンスへの米國船割込策と解して居られるが(三〇二頁)、それは同條後半だけに就ての

悟して市場料率よりも低率で、國營民營併存主義によるの外はない、と云ふことを論ずる雄篇であつて、理路整然、大に首肯せしめる。第八章「我最高經濟政策と海運政策」は本邦の商工立國主義に必要條件たる海運の發達を計るの途は、諸外國をして新に保護政策を採るに至らしめず又彼等の現在の保護政策を緩和するに至らしむるの策を採ること、對外的保護政策を廢し彼我を公正なる競争の地位に置くことであるとなし航路補助金や沿岸貿易の對外的禁止を廢止又は小範圍に限定すべしと論じて居る。著者の意見には人をして共鳴せしむるものがあるが、唯、蜀望の感としては、海運の保護策には別に商船隊の内容とその運用經營上の技術とを優秀ならしめ公正なる競争又は共働上の實力を増加せしむることに努めるといふ對内的且つ積極的の一面が存することを併せて指摘せられたかつたと思ふ。

以上八篇、予は其大綱を紹介しつゝ、その長所を擧ぐるよりも寧ろ蜀望の感を述べるとの方が

多かつたが、本書素より幾多の長所を持つ。著者はさきに「海運に關する知識を廣く普及せんが爲めになるべく通俗平易に書いた海運經濟論第一卷を公にせられたが、此の目的には本書の如きは更に多く叶つて居るものと思ふ。妄言多罪。(増井幸雄)

小林行昌著 内外商業政策上卷

菊版 四五五頁
定價金 三四八十錢
丸善株式會社發行

既に「商業賣買」「商業算術」「商事要項及び商業算術」「高等商業數學」等の良書を學界に寄與せられたる早稻田大學教授小林行昌氏は爰に又其の多年の蘊蓄の一部を披瀝して「内外商業政策」兩卷を世に示さるゝことと爲れり。吾人が此回寄贈の榮に浴したるものは其の上卷にして商業政策の範圍、商業の本質、商業の種類並

前號(第十六卷) 第四號 目次 (大正十一年四月號)

論 說

アダム・スミスの自由貿易除外論	堀江 歸一
英國の新鐵道政策(三)	増井 幸雄
リカルドオの價值論(三)	小泉 信三
近世資本主義起源考(三)	阿部 秀助
雜 錄	
資本の本質に關する一論争(一)	金原賢之助
チュルゴオ著 Reflexions の英譯に就いて	常松 三郎
ウキリアム・モリスの勞働論(一、完)	加田 哲二
羊毛工業の發達と Merchant Adventurers(四)	高木 壽一
健康保險運動の基調(二)	園 乾治
アダム・スミスの生涯(三)	高橋誠一郎
新刊紹介	
田中萃一郎抄譯「民主主義批判」	高橋誠一郎

びに商業政策の根本主義を論じたる總論、對内商業政策の全部及び對外商業政策の内、外國貿易の理論、其の統計に至るまでを收録せるものなり。而して貿易政策の主義、關稅政策、通商條約論、貿易獎勵策、戰後の各國貿易戰等の諸項目は之れを下卷に譲れり。對内商業政策や、通貨、銀行政策、租稅政策の如きは其れ／＼専門の諸書に委して之れを省略し、商業會議所、商業教育、産業國營の如きは之れを後日の補足に俟てり。論述平明、些の難解術學なし。此の廣汎にして錯雜せる問題を捕へて平坦なる文字を以て斯くまで明快なる解釋を下せること、洵に學界の巨匠に非ずんば能はざる所なり。吾人は本書の完成を待つこと切なり。(高橋誠一郎)

一冊定價金五拾錢
半年定價金九拾錢
一年定價金五圓四拾錢
郵稅金壹圓五厘
郵 稅 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
●營業に關する用件は發賣元宛
●原稿締切期日は發行の前月十日限
大正十一年四月卅日印刷納本
大正十一年五月二日發行
每月一回一日發行

三田學會雜誌 禁轉載
編輯者 江田 範 保
發行所 東京市芝區三田二丁目二番地慶應義塾内
印刷者 金子 鐵 五 郎
印刷所 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
金子 活 版 所

發賣元 國文堂書店
東京市芝區三田貳丁目壹番地
電話高輪一三七番
振替東京四六九四九番
尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會